



# 決算報告書

---

(第 42 期)

自 令和 6 年 7 月 1 日  
至 令和 7 年 6 月 30 日

株式会社 愛木

愛知県日進市赤池5丁目1913番地





# 個別注記表

株式会社 愛木

自 令和 6年 7月 1日

至 令和 7年 6月30日

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

イ 時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。ただし、貯蔵品は最終仕入原価法を採用しています。

### 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

### 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。

### その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

### 収益及び費用の計上基準

建設事業においては、工事契約に基づき、主に緑化及び法面工事を行っております。これら工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りは、期末までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることはできないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

## 貸借対照表等に関する注記

### 減価償却累計額の金額

有形固定資産の減価償却累計額 62,187,846円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式） 60株

当期増加株式数（発行済普通株式）

当期減少株式数（発行済普通株式）

当期末株式数（発行済普通株式） 60株

# 個別注記表

株式会社 愛木

自 令和 6年 7月 1日

至 令和 7年 6月30日

## 一株当たり情報に関する注記

一株当たりの情報

一株当たりの純資産額

1,006,915円68銭

一株当たりの当期純利益

△75,281円32銭

## 収益認識に関する注記

収益の分解情報

建設事業においては、工事契約に基づき、主に緑化及び法面工事を行っております。こうした工事契約においては、顧客との契約における義務を履行することにより資産が生じる又は資産の価値が増加し、当該資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しております。

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。